

公立学校共済組合東京支部における取扱いの具体例

【図について】

- ※ 証明書は「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を示す。
- ※ 手続欄の塗りつぶし部分は認定期間を示す。(特別認定  普通認定  )
- ※ 手続欄を指す矢印は証明書の提出時期を示す。(提出 )

①特別認定の被扶養者が、被扶養者要件確認調査で認定継続手続を行うとき

<具体例>

- ・特別認定の 60 歳未満の配偶者。
- ・以前より一つの事業所でパート勤務 (社保適用なし)。雇用契約上、収入は月額 10 万円。
- ・収入超過期間及び事業主証明書の提出時期

R6. 3 月から 5 月の収入：月額 15 万円 (3 か月連続超過) + 証明書 → R6 要件確認 (対象回数 1 回)

R6. 8 月から 10 月の収入：月額 15 万円 (3 か月連続超過) + 証明書

R6. 12 月から R7. 2 月の収入：月額 15 万円 (3 か月連続超過) + 証明書 → R7 要件確認 (対象回数 2 回)

	R6. 3. 1	6. 1	7. 1	8. 1	11. 1	12. 1	R7. 3. 1	7. 1
手続			R6 要件確認					R7 要件確認
収入超過	3 か月			3 か月		3 か月		
証明期間	←→			←→		←→		
提出時期		証明書		証明書		証明書		
提出枚数	1 枚		2 枚					
対象回数	1 回		2 回					

※ 要件確認において事業主証明書を受け取れない場合は、遡及して認定取消となりますので、その都度事業主に確認してください。

②普通認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定継続手続を行うとき（特別認定への要件変更）

<具体例>

- ・普通認定の60歳未満の配偶者。
- ・以前より一つの事業所でパート勤務（社保適用なし）。雇用契約上、収入は月額10万円。
- ・収入超過期間及び事業主証明書の提出時期

R5. 12月の収入：月額30万円（年額超過）+ 証明書 → 要件変更（対象回数1回）

R6. 10月から12月の収入：月額15万円（3か月連続超過）+ 証明書 → R7要件確認（対象回数2回）

		R5. 12. 1	R6. 1. 1	7.1	10. 1	R7. 1. 1	7.1
手続			要件変更	R6要件確認（対象外）			R7要件確認
収入超過		年間			3か月		
証明期間		←→			←→		
提出時期		証明書			証明書		
提出枚数		1枚		1枚			
対象回数		1回※				2回	

※ 令和6年1月1日以降認定された被扶養者は、令和6年度要件確認の対象外ですが、令和6年7月1日時点で対象回数は1回とします。

③新たに被扶養者の認定手続を行うとき（特別認定による新規認定）

<具体例>

- ・R5. 12. 1に組合員と結婚した60歳未満の配偶者。
- ・以前より一つの事業所でパート勤務（社保適用なし）。雇用契約上、収入は月額10万円。
- ・収入超過期間及び事業主証明書の提出時期

R5. 9月から11月の収入：月額15万円（3か月連続超過）+ 証明書 → 新規認定

R6. 1月 から3月の収入：月額15万円（3か月連続超過）+ 証明書 → R6要件確認 (対象回数1回)

R6. 11月の収入：月額30万円（年額超過）+ 証明書 → R7要件確認（対象回数2回）

	R5. 9. 1	12. 1	R6. 1. 1	4. 1	7.1	11. 1	12. 1	R7. 7.1
手続		新規認定			R6要件確認			R7要件確認
収入超過	3か月		3か月			年間		
証明期間	←→		←→			←→		
提出時期	証明書		証明書			証明書		
提出枚数	2枚				1枚			
対象回数	1回						2回	

※ 本事例における「事業主証明書」、「給与等支払証明書」の記入例は、添付資料【記入例】を参照。  
（記入例1：具体例③においてR5. 12. 1に提出、記入例2：具体例③においてR7. 7. 1に提出）